

## 資料 1 用語の定義

本要求水準書において使用する用語の定義は、次の通りとする。

- (1) 「本公共施設」とは、本事業の対象となる公共施設をいい、事業者が整備する「本施設」と、国が整備する「国整備施設」により構成するものとする。
- (2) 「本公共施設計画地」とは、本公共施設の整備計画地を指し、本公共施設東側計画地及び本公共施設西側計画地により構成する。
- (3) 「本施設」とは、本事業において事業者が整備し、維持管理及び運営業務を行う公共施設をいい、地域振興施設、外構等屋外施設及び提案施設（任意）により構成するものとする。
- (4) 「本施設整備用地」とは、本公共施設東側計画地のうち、本施設の整備計画地を指す。
- (5) 「国整備施設」とは、国土交通省が整備し、本市が管理を行う公共施設であり、本事業において事業者が維持管理を行う予定の公共施設をいい、道路情報提供施設、屋外トイレ等及び外構等屋外施設により構成するものとする。
- (6) 「国整備施設用地」とは、本公共施設計画地のうち、本施設整備用地以外の範囲を指す。
- (7) 「付帯施設」とは、地域活性化及び利用者の利便性の向上に寄与する機能を有し、本公共施設の用途及び目的を妨げない範囲において、付帯事業により付帯施設用地を活用して事業者が整備し、運営等を行う施設をいう。なお、本公共施設とは分棟を基本とし、1敷地1建物の原則に配慮して整備すること。
- (8) 「本公共施設東側計画地」とは、現田ノ浦第3駐車場を指す。
- (9) 「本公共施設西側計画地」とは、現田ノ浦第2駐車場東側を指す。
- (10) 「事業者」とは、本事業の設計業務を遂行する設計事業者、本事業の建設業務を遂行する建設事業者、本事業の工事監理業務を遂行する工事監理事業者、本事業の維持管理及び運営業務を遂行する特別目的会社（SPC）を個別に又は総称していう。
- (11) 「運用開始」とは、公共施設の用に供する旨の意志を表示する行政行為をいう。
- (12) 「法令」とは、法律・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、その他公的機関の定める一切の規程・判断・措置等をいう。
- (13) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲外のもの（要求水準書及び設計図書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）などであって、本市又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」に含まれない。
- (14) 「設計成果物」とは、要求水準書に基づき、事業者が作成する基本設計図書及び実

施設図書、その他本施設の設計に係る一切の書類をいう。

- (15) 「設計図書」とは、入札説明書等、要求水準書等、設計成果物及び事業者提案をいう。
- (16) 「施工計画書」とは、事業者が作成する本施設等の建設工事等に係る施工手順及び施工方法を記載した書類をいう。
- (17) 「完成図書」とは、事業者が作成する本施設等の竣工に係る一切の書類をいう。
- (18) 「点検」とは、建築物等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常、または劣化がある場合、必要に応じ対応措置を判断することを含む。
- (19) 「保守」とは、建築物等の必要とする性能、または機能を維持する目的で行う消耗部品または材料の取替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業をいう。
- (20) 「清掃」とは、汚れを除去すること、汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。
- (21) 「修繕」とは、建築物等の劣化した部分若しくは部材または低下した性能若しくは機能を、原状、または実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
- (22) 「更新」とは、劣化した部位・部材や機器等を新しいものに取り替えることをいう。